

福井県建築行政マネジメント計画

平成23年3月策定
平成27年7月改定
令和2年11月改定
令和7年12月改定

福井県・福井市

目次

I 建築行政マネジメント計画の位置づけ	3
1 背景と目的	3
2 計画期間	3
3 計画の公表	3
4 計画の見直しと継続的改善	3
II 目標および推進すべき施策	4
1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	4
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の実施	4
(2) 中間検査・完了検査の徹底	5
(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	6
(4) 仮使用認定制度の的確な運用	6
2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	7
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	7
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	8
3 違反建築物対策等の徹底	9
(1) 違反建築物対策の徹底	9
(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底	9
4 建築物等の適切な維持管理を通じた安全性の確保	10
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	10
(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進	10
(3) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	11
5 事故・災害時の対応	12
(1) 事故発生時の迅速かつ適確な対応の推進	12
(2) 災害発生時の迅速な対応の推進	12
6 執行業務体制の整備	13
デジタル技術の活用	13

I 建築行政マネジメント計画の位置づけ

1 背景と目的

平成 17 年度に起きた構造計算偽装事件、アスベスト問題、エレベーター・遊戯施設の事故等建築物に係わる様々な事件・事故が発生しており、建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められ、法改正が行われた一方で、円滑な経済活動の確保のため、建築確認の迅速化、円滑化が要請されてきており、運用改善を図る規則・関係告示等の整備も進められた。

このような状況を受け、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、総合的な建築物の安全性を確保するための更なる取組みを進めるため、国においては、平成 22 年に「建築行政マネジメント計画策定指針」が定められ、これに基づき、福井県内の特定行政庁である福井県および福井市が「福井県建築行政マネジメント計画」(以下「マネジメント計画」という。)を平成 23 年3月に定め、2回の改定を経ながらマネジメント計画に基づく取組みを推進しているところである。

この間、建築行政の分野では、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第 69 号)、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第 58 号、令和6年法律第 53 号)が成立、施行されるなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しがなされているところである。

本計画は、引き続き円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するため計画として位置付けるものであり、従来の建築行政マネジメント計画の内容を基本にしつつ、取り組んできた施策の結果等を検証した上で、新たな制度改正の内容や近年発生した建築物に係る事故への対応などを反映したものである。

2 計画期間

本計画は、中長期的な目標を提示する観点から、令和7年度から令和12年度までの6年間とする。

3 計画の公表

本計画は、その達成を確実なものとするために、各施策の実施主体となる行政、関係機関および建築関係団体等に周知した上で、県ホームページで公表する。

4 計画の見直しと継続的改善

進捗状況を毎年把握・検証し、適宜、具体的な取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じてマネジメント計画の見直しを行い継続的な改善を図る。

II 目標および推進すべき施策

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の実施

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。

＜達成すべき目標＞

○令和4年の建築基準法改正を踏まえた迅速かつ適確な確認審査の徹底

＜計画期間中に推進すべき施策＞

- ・ 確認審査等に関する指針(※)に基づく迅速かつ適確な確認審査の実施
[県、福井市、センター]
- ・ 必要に応じた関係機関との情報交換等による連携の確保
[県、福井市、センター、関係機関]
- ・ 審査者の審査・判定技術向上の取組
[県、福井市、センター]
- ・ 建築行政手続の電子化の検討
[県、福井市、センター]

(※平成19年国土交通省告示第835号)

(2)中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、引き続き中間検査および完了検査の徹底を図る。

特に、令和4年の建築基準法改正において、審査省略制度の対象外(旧4号建築物等から新2号建築物)となるものについて、円滑に検査できるよう必要書類等の周知に努める。

また、中間検査および完了検査において、工事監理者により適正に工事監理が実施されていることを確かめるほか、特定工程を周知し、違反建築物の発生防止に努める。

＜達成すべき目標＞

- 高い完了検査率の維持
- 適確な中間検査・完了検査の実施

＜計画期間中に推進すべき施策＞

- ・ 中間検査、完了検査、工事監理の必要性の周知
[県、福井市、センター、関係機関]
- ・ 検査未受検の建築物に対する督促等の実施 [県、福井市]
- ・ 検査未受検の建築物を監理していた建築士事務所への立入検査の実施 [県]
- ・ 中間検査・完了検査時に工事監理者の立会を求め、工事監理状況の確認
(立会い遠隔実施(※1)を含む) [県、福井市、センター]
- ・ 検査時に必要となる書類等一覧の周知 [県、福井市、センター、関係機関]
- ・ リモート検査(※2)導入の検討 [県、福井市、センター]

(※1 デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針)

(※2 デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針)

(3)工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の安全性の確保および質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な監理が行われることが重要である。このため、工事監理ガイドライン等に基づき、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。

<達成すべき目標>

- 住宅等の小規模な建築物を含めた適正な工事監理体制の確保

<計画期間中に推進すべき施策>

- ・ 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底 [県、福井市、センター]
- ・ 検査時等の機会を捉えた適正な工事監理の指導 [県、福井市、センター]
- ・ 工事監理が適正でないと見受けられる工事監理者に対し、建築士事務所への立入検査を実施 [県]
- ・ 工事監理業務の重要性の周知徹底(講習会、広報、ホームページ等) [県、福井市、関係機関]

(4)仮使用認定制度の適確な運用

仮使用認定制度を適確に運用し、仮使用される建築物の安全確保を徹底する。特に、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものについて、新たに検査済証の交付を受けるまでの建築制限がかかるこことを踏まえ、当該建築物に係る仮使用認定制度を適切に運用する。

<達成すべき目標>

- 仮使用認定制度の円滑な実施

<計画期間中に推進すべき施策>

- 仮使用認定制度の周知 [県、福井市、センター、関係機関]

2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

確認検査等の主要な役割を担う指定確認検査機関および指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査および構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関および指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底する。

<達成すべき目標>

- 指定確認検査機関の業務の公正かつ適確な実施、確認検査の適正な実施の確保
- 指定構造計算適合性判定機関の業務の公正かつ適確な実施の確保

<計画期間中に推進すべき施策>

- ・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関への立入検査
[県、福井市]
- ・ 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分基準に基づく指導・監督や処分の徹底
[県]

(2)建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計および工事監理等の業務の実施のため、建築士および建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

<達成すべき目標>

- 建築士事務所における以下3項目の要是正の割合改善
重要事項の説明、書面の交付、工事監理報告

<計画期間中に推進すべき施策>

- ・ 建築士および建築士事務所に対する指導・監督の徹底と、処分基準に基づく適正な処分の実施 [県]
- ・ 計画的な建築士事務所への立入検査の実施 [県]
- ・ 定期講習の受講促進等の周知徹底 [県、関係機関]
- ・ 建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底 [県、関係機関]
- ・ 建築主等からの苦情について相談窓口を開設し消費者対応を実施 [県、福井市、センター、関係機関]
- ・ 建築士の知識や社会的責任に対する意識の向上を図るため、建築士の業務の適正化のための研修を実施 [関係機関]

3 違反建築物対策等の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

近年においても、防火関係規定等の違反のある建築物や広域にわたる多数の建築物における施工不備等が引き続き確認されており、違反事実を把握し、是正に向けて指導を行っているところである。

こうした状況を踏まえて、国民の生命、健康および財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

＜達成すべき目標＞

○違反建築物対策の徹底

＜計画期間中に推進すべき施策＞

- ・ 違反建築物の発生を防止し、違反発覚後の適切な初動対応を執るため、警察、消防、福祉等の関係機関との連携体制の確保 [県、福井市]
- ・ 違反建築物のパトロールの実施 [県、福井市]
- ・ 違反建築物に係る是正・指導の徹底 [県、福井市]
- ・ 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施 [県、福井市]
- ・ 重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施 [県、福井市]

(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行なわれていない違法設置エレベーターについては、労働基準監督署等との連携により、その把握に努めているところであるが、情報を把握した場合について、適切な是正指導を実施していく。

＜達成すべき目標＞

○違法設置昇降機の安全対策の徹底

＜計画期間中に推進すべき施策＞

- ・ 違法設置昇降機に関する情報の受付窓口を引き続き設置 [県、福井市]
- ・ 関係機関との連携により違法設置機等の発見に努め、必要に応じて是正指導を徹底 [県、福井市]

4 建築物等の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、防火設備、昇降機・遊戯施設、建築設備についても同様に安全性確保を推進する。

平成 26 年の建築基準法改正に基づき導入された防火設備検査については、検査の徹底を図るとともに、制度の周知に取り組んでいる。また、令和6年の定期調査・検査の告示改正で検査項目が合理化されたことにより、常時閉鎖式防火扉の作動の状況等の検査が防火設備定期検査へ移行することとなった。当該検査および定期報告が適切に行われるよう、周知を徹底する。

<達成すべき目標>

- 定期報告率の向上

<計画期間中に推進すべき施策>

- ・ 令和6年の改正内容を含む定期報告制度の周知徹底 [県、福井市、関係機関]
- ・ 未報告建築物等の所有者に対する督促等の徹底 [県、福井市]
- ・ 未報告建築物に係る報告徴収、立入検査の実施 [県、福井市]
- ・ 定期報告対象建築物のデータベースの継続的な更新 [県、福井市]
- ・ 事務手続きマニュアルの整備 [県、福井市]

(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進

これまで、福井県では、1,000 m²以上の建築物について調査を行い、アスベスト改修を推進してきたが、1,000 m²未満の物件についてもアスベストが存在する可能性があるため、平成 2 年から平成 18 年 8 月 31 日までの 1,000 m²以上の建築物および昭和 31 年から平成 18 年 8 月 31 日までの 1,000 m²未満の建築物についてもデータベースを作成し、平成 23 年度から平成 27 年度においてアンケート調査を実施した。

アンケートの回答結果をもとに作成したアスベスト使用台帳を活用し、飛散の恐れのあるものについてはアスベスト改修の推進に取り組む。

<達成すべき目標>

- 台帳を基にしたフォローアップの徹底

＜計画期間中に推進すべき施策＞

- ・ アスベスト対策の周知 [県、福井市]
- ・ アスベストを有する建築物のデータベース更新 [県、福井市]
- ・ アスベスト対策関係部局との連携 [県、福井市]

(3)既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

既存建築ストックの安全性の向上を図るため改修等を促進する。また、既存不適格建築物の安全性を向上させるため、法制度や施策の周知を徹底する。

一方で、近年の建築基準法改正を踏まえた既存建築ストックの有効活用を図ることも重要であることから、「既存建築物の現況調査ガイドライン」の活用等により、既存建築ストックの有効活用を促進する。

また、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となるものの大規模の修繕・大規模の模様替については建築確認の対象となることから、既存建築物の安全性確保を図るために、建築確認の適確な実施および周知を徹底する。

＜達成すべき目標＞

- 既存建築ストックの適正な利用促進

＜計画期間中に推進すべき施策＞

- ・ 既存不適格建築物に対する法制度、現況調査ガイドラインの周知 [県、福井市、センター、関係機関]
- ・ 令和4年の建築基準法改正を踏まえた大規模の修繕・大規模の模様替に係る建築確認制度の適確かつ円滑な遂行 [県、福井市、センター]

5 事故・災害時の対応

(1) 事故発生時の迅速かつ適確な対応の推進

本県でもコースター事故や豪雪による家屋倒壊等の事故が発生していることに鑑み、事故発生時においては、消防部局、労働基準部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集や警察、労働基準部局に対する事故調査への協力要請など迅速かつ適確な事故対応を行う。

＜達成すべき目標＞

- 事故発生時の迅速な事故対応

＜計画期間中に推進すべき施策＞

- ・ 建築関連団体等外部組織との協力体制の整備 [県、福井市]
- ・ 事故調査の実施、原因究明、再発防止策の指導および国土交通省への情報提供 [県、福井市]

(2) 災害発生時の迅速な対応の推進

震災における二次災害の防止等を目的として、福井県でも応急危険度判定士を認定し、派遣体制を整備しているところである。

当該体制を維持し、技術力の向上を図り、迅速な災害対応を可能とする体制整備に努める。

＜達成すべき目標＞

- 被災建築物応急危険度判定士の登録促進および派遣体制の確保

＜計画期間中に推進すべき施策＞

- ・ 災害時の連絡体制等の整備 [県]
- ・ 被災建築物応急危険度判定士の確保および技術等の向上 [県]
- ・ 判定用資機材の事前準備の徹底 [県、福井市]

6 執行業務体制の整備

デジタル技術の活用

建築基準法は、建築物等に係る最低基準を定め、国民の生命、健康および財産の保護を図ることを目的としており、関係法令を含め、制度の適切な執行は極めて重要であることから、前述した具体的な施策を遂行するための効果的な業務執行体制の構築を図ることが不可欠である。

また、適確な建築行政の推進のためには、確認検査を始めとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。このため、データベースの整備・活用により、適宜実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うことが求められる。

<達成すべき目標>

- 建築確認・検査等に係るデータベースの整備・活用

<計画期間中に推進すべき施策>

- ・ 建築確認・検査、定期報告、道路情報のデータベース化 [県、福井市、センター]
- ・ ホームページ等を活用した情報提供 [県、福井市、センター、関係機関]
- ・ 建築行政手続の電子化の検討 [県、福井市、センター]